**○○町内会規約　新旧対照表 及び 理由書**

|  |  |
| --- | --- |
| 現　　　行 | 変更後(案) |
| (主たる事務所)第○条　本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。附　則１　この規約は、○年○月○日から施行する。２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第三十三条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。３　本会の設立初年度の会計年度は、第三十五条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。 | (主たる事務所)第○条　本会の主たる事務所は、石川県加賀市○○町○○番地に置く。附　則１　この規約は、○年○月○日から施行する。２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第三十三条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。３　本会の設立初年度の会計年度は、第三十五条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。附　則この規約は、　年　月　日から施行する。 |
| ≪規約変更の理由≫規約の変更日は、「市の認可年月日」になりますので、空欄にしてください。「市の認可年月日」は、後日市から交付される「地縁団体規約変更認可証」でご確認ください。 |
| 主たる事務所の所在地を、○○町集会場に置くことに決定したため。 |